

確認制度と確認のための施設及び事業に関する基準について

子ども・子育て支援法により、給付のための確認を受ける施設・事業については、利用定員を定める際に、次世代育成支援地域協議会のご意見をいただくことを踏まえ、確認制度に関する事項について下記のとおり準備を進めていく。

1 確認制度

確認制度とは、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、給付による財政支援の対象となる施設・事業として区が確認を行う仕組みである。確認基準については、国が定める基準を踏まえて、条例で定めなければならない。

(1) 確認を受ける施設・事業

教育・ 保育施設	認定こども園、幼稚園、認可保育所
地域型保 育事業	家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

(2) 国が定める基準

区は、内閣府令で定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分に従い、各基準事項を条例で定める。

区分

従うべき 基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
参酌すべ き基準	地方自治体が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

基準事項（国が定める事項の詳細は、別紙1のとおり。）

利用定員	認定区分ごとの定員
運営基準	<p>利用開始に伴う基準 内容、手続きの説明、同意、契約 応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止） など</p> <p>教育・保育の提供に伴う基準 幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 利用者負担の徴収 など</p> <p>管理・運営等に関する基準 運営方針、職員の職種・員数等の重要事項を定めた規程の策定、掲示 事故防止及び自己発生時の対応 評価（自己評価、外部評価） など</p>

2 地域型保育事業の設備及び運営に関する基準について

地域型保育事業（家庭的保育事業等）は、児童福祉法に基づく区の認可事業として新たに位置づけられた。これに伴い、事業等に係る設備及び運営に関する基準（認可基準）を条例で定める。事業等は、原則として満3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象としたものであり、その定員数や保育の実施場所等により、次の4類型に区分される。

国が定める事項の詳細は、別紙2のとおり。

事業	概要
家庭的保育事業	家庭的な雰囲気の中で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施する。 家庭的保育者の居宅その他様々なスペースで行う。 定員：5人以下
小規模保育事業	定員6人～19人までの小規模な保育施設で保育を実施する。 職員の配置基準等に応じて、以下の3類型がある。 <ul style="list-style-type: none">・ A型（定員6人以上19人以下）…保育所に近い・ B型（定員6人以上19人以下）…AとCの間・ C型（定員6人以上10人以下）…家庭的保育に近い
居宅訪問型保育事業	保育を必要とする子の居宅等において、子ども1人に対して保育提供者1人を基本とするきめ細かな保育を実施する。
事業所内保育事業	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施する。 地域において保育を必要とする子にも保育を提供する。 利用定員は、従業者枠と地域の受入枠とを設ける。

3 区が策定する条例

確認基準	「教育・保育施設」及び「地域型保育事業」の運営に関する基準
家庭的保育事業等の認可基準	家庭的保育事業等に係る設備及び運営に関する基準

4 スケジュール

- | | |
|-------|----------------------------------|
| 8月上旬 | 次世代育成支援地域協議会に基準案を報告 |
| 10月下旬 | 第3回区議会定例会で条例制定の議決を経て条例を公布 |
| 11月以降 | 27年4月以降に開設する給付対象施設・事業に対する確認手続を開始 |